

大 個 審 2 号
(答申第319号)
平成30年4月26日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 野田 崇

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成30年3月16日付け府病がん第8074号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、申出者が子であり、その申出の目的に鑑みれば、申出には相当な理由が認められ、本人の病状、治療等について、申出者に提供しても本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと思われる。
ただし、診療録の紹介状部分に記載されている情報のうち、申出者が知り得なかったと推測される余地があり、かつ、一般に、特に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる部分については、本人の権利利益の保護の観点から、申出者に提供することは適当でない。
- 2 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報については、大阪国際がんセンターの業務に関する情報及び職員の職務に関する情報、その他医療機関の業務に関する情報及びその医師の職務に関する情報、弁護士の職務に関する情報は提供することとされたい。

(答申に関与した委員の氏名)

野田崇、熊和子、赤津加奈美、熊本理抄、島村健、柳井健一